

Ⅳ 推進体制

1 庁内推進体制の充実・強化

(1) 子ども支援施策の一元化の推進

市民・こども局、こども本部を中心に子ども支援に関する総合調整機能や、成長や地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援の施策を一体的に推進します。また、区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長の支援を強化します。

(2) 地域における子ども支援の充実・強化

区における「地域の総合的な子ども支援拠点」として「こども支援室」を中心に、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援に関する施策を総合的に推進します。

(3) 全庁的な調整・連携の強化

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議子どもの権利施策推進部会を充実し、子どもに関する施策の組織的・横断的な連携を強化します。

2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

(1) 子どもに身近なところで関わりを持っている市民、市民グループ、関係団体等との連携や協働を推進します。

(2) 市民グループ等との連携や協働にあたっては、それぞれの立場を尊重し、目的や課題を共有し、役割を明確にするなど自治基本条例に基づく関係づくりに努めます。

(3) 関係機関とのネットワーク化を推進し、実効性のある子どもの権利保障に努めます。

3 子どもの実態の把握と共有

各種調査により子どもの実態を把握し、その情報の共有と事業への反映に努めます。

V 施策の検証及び評価

1 行政による自己評価の実施

- (1) 権利委員会（子どもの権利条例第 38 条に基づき設置）への諮問事項に関わる施策について、権利委員会から示された指標に基づき、自己評価を行い公表します。
- (2) 第 2 次行動計画の実施結果について、所管部署における自己評価を行い、権利委員会に評価を求めその結果を公表します。
- (3) 本行動計画については、毎年度進捗状況を把握するとともに、計画の終了時において計画全体の自己評価を実施し、権利委員会の評価を求めその結果を公表します。

2 権利委員会による施策の検証と評価の実施

- (1) 人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された権利委員会により、本市の子どもに関する施策について総合的・客観的な検証を実施します。
- (2) 検証においては、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、本市における子どもの権利保障の状況を把握します。また、市に対し子どもに関する施策についての自己評価を求め、その内容について総合的な評価を行います。

VI 計画の見直し

第 2 次行動計画の評価、第 4 期権利委員会による検証結果等を踏まえ総合的に検討し、2013（平成 25）年度末までに本計画の見直しを行ないます。